

令和3年度 和歌山県立学校職員採用候補者選考試験実施要項

和歌山県内の県立学校に勤務する実習助手を募集します。

1 募集する職種、採用予定人員及び採用地域

募集する職種	採用予定人員	採用地域
実習助手（理科）	2名	県内一円
実習助手（福祉）	1名	
特別支援学校の実習助手	3名※	

※特別支援学校の実習助手の受験資格(3)(ア)～(ウ)を各1名採用予定。

2 職務

(1) 実習助手の職務

- ・実習助手（理科・福祉）については、実験又は実習等について、教諭の職務を助ける。
- ・特別支援学校の実習助手については、自立活動等における補助業務等を行い、教諭の職務を助ける。

3 受験資格

実習助手(理科)
次の各号のすべてに該当する人に限る。 (1) 昭和40年4月2日以降に出生した人 (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない人 (3) 短期大学卒業と同等以上の学歴を有する人で、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭普通免許状を有する人（令和3年3月31日までに取得見込みの人を含む。）

実習助手(福祉)
次の各号のすべてに該当する人に限る。 (1) 昭和40年4月2日以降に出生した人 (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない人 (3) 下記のいずれかに該当する人 ・短期大学卒業と同等以上の学歴を有する人で、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭普通免許状を有する人（令和3年3月31日までに取得見込みの人を含む。） ・大学、短期大学又は専門学校において、福祉に関する学科又はそれに相当する課程を卒業（修了）した人で、短期大学士以上の学位又は専門士以上の称号を有する人（令和3年3月31日までに卒業（修了）見込みの人を含む。） ・福祉に関する実務経験を有する人

特別支援学校の実習助手
次の各号すべてに該当する人に限る。 (1) 昭和40年4月2日以降に出生した人 (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人 (3) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人 (ア) 点字技能師又は点字指導員のいずれかの資格を有する人 (イ) 言語聴覚士又は作業療法士のいずれかの免許を取得した人又は令和3年3月末日までに行われる言語聴覚士又は作業療法士のいずれかの国家試験により免許取得見込みの人 (ウ) 理学療法士の免許を取得した人又は令和3年3月末日までに行われる理学療法士の国家試験により免許取得見込みの人

4 出願手続

(1) 提出書類等

- ア 履歴書1通（教職員課ホームページ掲載の履歴書に上半身撮影の写真を貼付してください。市販のものでも可）
- イ 返信用封筒（長形3号封筒〈23.5cm×12cm〉に84円切手を貼付したもの）
（受験通知の郵送分）
- ウ 404円分の切手（試験結果の郵送分）

(2) 出願方法 簡易書留便以外は受付できません。

(3) 出願締切 令和2年11月9日（月）（当日の消印有効）

(4) 送付先 和歌山県教育庁教育総務局教職員課 企画調整班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

- 5 選考試験日 令和2年12月5日(土)
(試験開始時刻等については、受験通知送付時に通知します。)
- 6 試験会場 和歌山県立和歌山商業高等学校
- 7 試験内容
 - (1) 総合教養(一般教養及び該当職種に関する基本的知識)
 - (2) 論文
 - (3) 面接
- 8 採用について
 - (1) 採用の時期は、令和3年4月の予定です。
 - (2) 受験資格に定める免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。
- 9 その他
 - (1) 身体に障害等がある場合については、受験の際に配慮しますので、出願時に必ず申し出てください。
 - (2) 11月25日(水)を過ぎても受験通知が届かない場合は、速やかに教職員課まで問い合わせてください。
 - (3) 問い合わせ先 和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班
☎：073-441-3650